



農業委員会だより わかやまし

第33号
令和6年12月1日発行
編集/発行 和歌山市農業委員会
〒640-8511 和歌山市七番丁23
電話 073-435-1147
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp>
Eメール : nogyo-c@city.wakayama.lg.jp



～ 新規就農者の紹介 ～

安原地区在住 ^{まいかわ} 毎川 ^{みつしげ} 充茂さん (64歳)



【和歌山市森小手穂の圃場にて

左から毎川さん、妻の益世さん、友人の玉置さん】

東京で電気関連のエンジニアとして長年勤めていた毎川充茂氏は、退職を機に、以前から興味があった農業に従事したいと一念発起し、妻の益世さんの故郷でもある和歌山市に移住し、農業を始めました。元々休耕地であった土地を仲間と共に解消し、現在は見違えるようにきれいなオリーブ園として生まれ変わっています。

農業は、毎川氏ご夫妻、友人の玉置氏をはじめ、計5名で日々楽しみながら行っているとのことでした。オリーブの他にも、ブルーベリー、ミカン、ウメ、パパイヤ等の果樹に加え、空いたスペースを有効活用し、野菜等を栽培するほか、ピザ窯をつくる等、何事も前向きにチャレンジし、楽しみながら農業をしている姿が印象的でした。今後も、周辺の休耕地を解消し、農園を広げていきたいと意欲的に語っていました。

地域で頑張る農業者を紹介します！

紀の川市在住 **宇田 洋孝**さん(46歳)



【和歌山市津秦にある農業体験農園にて】

宇田洋孝氏は、2011年に起こった東日本大震災をきっかけに食料問題に関心を持ち、将来の農業に危機感を感じ、会社員を退職し和歌山市で就農しました。2年半の間JAファームで農業を学んだ後、自ら農業を開始し、現在10年目を迎え、水稲、ナス、キュウリ、トウガン、ブロッコリー等、多くの品目を栽培しています。また、JAわかやまの青年部長としても活躍されています。さらに、作物を育て、収穫する楽しみを多くの方に味わってほしいという思いから、昨年度、和歌山市津秦で農業体験農園を開設し、農業の楽しさを教えながら近隣の方々と交流を深めています。まだ開園したばかりですが、今後はさらにたくさんの方に入園していただき、農業の楽しさを伝えていけたらとのことです。

有功地区在住 **小栗 佑真**さん(30歳)

一般企業に勤めていた小栗佑真氏は、父親が農業をしている姿を見て、就農を決意し、農業の世界に飛び込みました。厳しい父親からの指導を受け、農業の技術を磨きながら、トウガン、キャベツ、ハクサイ、水稲等を中心に営農をしています。トウガンについては、雑草が果実の品質に影響しやすいため、雑草防除には、細心の注意を払い、美しい俵型に育つよう、手作業で行っています。夏場の水やりや虫対策等、苦勞することは多いですが、両親と一緒に日夜、農業に務めています。今後も、営農規模を拡大していきたいという意向で、将来的には、ハウスを建て、新ショウガの栽培にもチャレンジできればとのことです。



【和歌山市小豆島の圃場にて】

農業者年金に加入しませんか

右記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入でき、税の優遇など様々なメリットがある制度です。

■加入・相談窓口 **最寄のJAわかやま 各支店**

※市内農業者年金加入者数・・・138人
(令和5年度末現在)

【加入要件】

- ①年齢要件…60歳未満※
 - ②国民年金の要件…国民年金第1号被保険者
 - ③農業上の要件…年間60日以上農業に従事
- ※一定の要件を満たす方については、加入年齢が65歳未満に引上げになりました。



農地パトロールを実施しました！

農業委員会では毎年、市内全域で遊休農地の把握や違反転用防止のため、農用地利用状況調査を実施しています。今年度は、8月～9月にかけて各地区ごとに実施しました。

農地を放置していると、病害虫の発生源や有害獣のすみかとなる恐れがあります。周辺の農地に悪影響を及ぼすことになるため、草刈りをするなど適正な維持管理をお願いします。



令和7年度から農地の貸し借りの仕組みが一本化されます！

市町村で行ってきた貸し手（地権者）と借り手（耕作者）間の農地貸借の手続き（利用権設定等促進事業）は、令和7年3月末をもって終了し、県農業公社を通じた貸し借りに一本化されます。

利用権設定等促進事業による貸し借り



・農業委員会の決定及び市町村の公告により、貸借が成立

令和7年3月末
廃止

令和7年
4月から

- ・県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業）に一本化されます。
- ・県知事の認可が必要になりますので、早めの申請手続きをお願いします。
- ・現在、利用権設定等促進事業により行われている貸し借りは、その期間が満了するまで有効です。
- ・農地法に基づく貸し借り（公社を通じない貸し借り）は、引き続き可能です。

県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業）

公的機関を通じた貸借なので安心
賃料の振り込みも確実

複数の貸し手さんから農地を借りていても、
公社一括の賃料支払いでOK



・県知事の認可・公告により貸借が成立

農業サポート等情報コーナー

●農業用井戸の設置等の費用への支援

農業用井戸の設置を行う方に対し、1件5万円（上限）の補助を行います。

●遊休農地の解消費用への支援

遊休農地を借り受け、解消する方に対し、1aあたり4千円の補助を行います。

●農業体験農園等への支援

農業体験農園等の開設等を行う方に対し、1件50万円（上限）の補助を行います。

●鳥獣（イノシシなど）の被害防止対策への支援

農作物のイノシシ等被害防止対策のための金網・電気柵等を設置する場合、4万円以上の資材購入費に対し2万円の補助を行います。

●認定農業者制度について

和歌山市等が農業経営のスペシャリストとして認定することで、国の支援を受けられる制度です。国の支援策の融資や、補助金が受けられるなどのメリットがあります。

お問い合わせ

和歌山市役所農林水産課

☎ 073-435-1049

野焼きについて

野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、原則禁止とされています。農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却については、焼却の例外とされていますが、野焼きしない方法をご検討ください。

お問い合わせ

和歌山市役所農林水産課 ☎ 073-435-1049

和歌山市役所廃棄物対策課 ☎ 073-435-1352

不動産の相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から不動産の相続登記の申請が義務化されています。正当な理由なく申請を怠ったときは10万円以下の過料の適用対象となりますのでご注意ください。相続で農地を取得した場合には農地法の許可は不要ですが、農業委員会に届出が必要です。

農業委員会からのお知らせ

- 農業委員会総会は、毎月10日前後に開催しております。詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。
- 農地を放置していると、病虫害の発生源や有害獣のすみかとなる恐れがあり、周辺の農地に悪影響を及ぼすことになるため、草刈をするなど適正な維持管理をしてください。（農地法第2条の2）
- 農地法第3条、4条、5条の許可申請の締切は前月の21日（土、日、祝日の場合は翌開庁日になります）
- 農地を農地以外の用途に変更する（農地転用）には許可・届出が必要です。必ず事前に農業委員会にご相談ください。